

## VI 不祥事への対応

個人が起こした不祥事は、所属の学校全体、県の教職員全体の不祥事であり、関係する者すべてに極めて大きなダメージを与えます。常に組織の一員としての意識を強く持って行動しなければなりません。

また、不祥事については、起こしたことと同様、又はそれ以上に、そのときの対応によって、児童生徒や保護者、県民からの信頼を大きく失う結果となります。

### 1 速やかに報告を

- ・不祥事の疑いを目や耳にしたら、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、内容に応じ、疑いの段階であっても、所管の教育委員会へ報告する。
- ・教職員で情報を共有し、対応方針を明確化しておく。

### 2 情報の管理を

- ・被害にあった児童生徒のプライバシーを守る。  
(場合によっては、情報を共有する教員を限られた関係者に限定する。)
- ・無責任な噂や憶測が流布しないよう、外部からの電話対応の窓口の一本化を図る。
- ・児童生徒へ説明する場合も、慎重に検討し、共通理解を図った上で行う。

### 3 児童生徒の心のケアを

- ・非のある事柄については、誠意をもってはっきりと謝罪する。
- ・保護者との連絡を緊密に行う。

#### 【 少しでも「おかしい」と感じたら… 】

個人の言動にわずかでも「おかしいところがある。」と感じたら、お互いにすぐに注意し合ったり、管理職等に報告や相談をすることが大切です。

また、管理職は、不祥事を「内輪の論理」で処理することなく、サービスを監督する教育委員会に、すみやかに報告し、教育委員会と連携して、さらなる事態の悪化等を防止する責務があります。

問題から目をそらしたり、問題を隠したりすることは、絶対あってはなりません。